

松阪市障がい児療育施設整備事業に関する 基本計画

平成 25 年 12 月 26 日

松阪市障がい児療育施設整備検討委員会

目 次

はじめに	P 3
1 松阪市障がい児療育施設整備事業に関する基本計画の位置づけ	P 4
2 新療育施設の整備の目的	P 4
3 新療育施設運営の基本理念	P 5
4 新療育施設の基本的考え方	P 5
5 新療育施設の建設位置	P 6
6 新療育施設の役割と位置づけ	P 7
7 新療育施設が実施する事業	P 7
8 新療育施設に配置する職員	P 10
9 新療育施設の設備等	P 11
10 その他の事項	P 11
別 図 (5 新療育施設の建設位置)	P 13
別 表 (9 新療育施設の設備等)	P 14

はじめに

松阪市における障がい児者福祉制度の一環として、昭和 42 年に重度肢体不自由児を対象とする松阪市療育センターを開設し、昭和 54 年 4 月に松阪市福祉会館の開設にともなって、同会館へ移転して今日まで継続しています。この間、平成 18 年度に障害者自立支援法の施行によって、児童デイサービス事業所として指定を受け、さらに、平成 24 年度において、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正によって、児童発達支援事業所として指定を受け、療育が必要とする児童及びその家族への支援をしています。

松阪市における障がい児療育は、松阪市療育センターを中心に事業展開をしていますが、同センターが設置している松阪市福祉会館の老朽化、通所利用する児童の障がいの多様化にともなうニーズに対し満足な対応ができない状況、特に就学期の障がい児に対する支援体制（社会資源など）が不十分などの課題が顕著となり、平成 23 年 3 月に、松阪市障害者地域自立支援協議会にて、途切れない支援のために、「療育拠点による連携サポートシステムの構築に向けて」の提言が出されました。

このことを受けて、平成 25 年 8 月に、障がい児の保護者、専門家、専門機関、学識経験者、地域住民の代表者などで構成する松阪市障がい児療育施設整備検討委員会を設置し、新療育施設の役割・位置づけ、事業メニュー及び人員配置及び設備内容などについて、「新療育施設を考える集い」、パブリックコメント及び障がいのある児童の保護者との意見交換会を通じて得た意見を含めて、検討作業をおこない、その結果を「基本計画」としてまとめました。

この基本計画を今後推進される障がい児療育施設整備事業へ反映していただき、より良い障がい児療育施設を開設し、松阪市における障がい児療育事業がより充実され、途切れない支援が実現することを期待するものです。

松阪市障がい児療育施設整備検討委員会

松阪市障がい児療育施設整備事業に関する基本計画

1 松阪市障がい児療育施設整備事業に関する基本計画の位置づけ

松阪市障がい児療育施設整備事業は、平成 23 年 3 月に松阪市障害者地域自立支援協議会から提言があった「療育拠点による連携サポートシステムの構築に向けて（提言）～途切れない支援のために～」を踏まえ、その実現に向けて、施設運営の基本理念、施設の基本的な考え方、施設の役割と位置づけ、施設が実施する事業、施設の設備に必要とする事項や考え方について整理して提示するものである。

2 新療育施設の整備の目的

（1）松阪市における療育支援の経過概要

松阪市における障がい児療育事業は、昭和 42 年 10 月に松阪市民病院内に松阪市療育センターを開設し、肢体不自由児を対象に、当時の整形外科医師、理学療法士、機能訓練士をスタッフとして配置して、関係者のボランティア活動による運営をしていたところである。

昭和 54 年に、現松阪市福祉会館が開設したことを契機に、同会館の 1 階に移転し、保育士を配置して、引き続き肢体不自由児を対象に療育支援事業を継続してきた。

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行し、松阪市療育センターを同法に規定する児童デイサービス事業所として位置づけ、引き続き、療育支援事業を実施してきた。

通所利用する障がい児は、当初は肢体不自由児が主であったが、心身の発達が気なる又は障がいのある児童として、発達障害がある児童も通所対象とすることになり、年々、通所利用する児童数が増加してきた。

平成 24 年 4 月に障害者自立支援法、児童福祉法等の法改正が行われ、同センターを児童福祉法に規定する児童発達支援事業所として指定され、引き続き療育事業を推進している。

（2）松阪市療育センターの課題

松阪市療育センターは、開設して以来、40 年以上を経過し、かつ、現福祉会館に移転して以来 30 年を経過するなかで、次のように課題が生じている。

① 通所利用児童が増加し、障がい特性が多様化している。

現在の療育センターでは、通所利用児童数が増加傾向であり、その児童の心身の状況も重複的となり、個々の児童の障がい特性が多様化している。

そのため、個々の状況に合わせた療育支援が必要であるが、現状では十分な療育支援が提供できない状態である。

② 設備空間が手狭となっている。

現在の療育センターは、こども訓練室(84.57㎡)、訓練室(小)(28.35㎡)、休憩室(20.63㎡)及び事務室(18.585㎡)となっている。

国の基準は、児童発達支援事業所としての数値の提示はなく、「指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない」となっている。

しかし、現状は、母子通園方式のため大変狭くなっているところであり、個々の児童に合わせた療育支援を行う設備がない状況となっている。

③ 施設の老朽化

松阪市福祉会館は昭和54年の開設であることから、築30年以上であり、耐震性はほとんどない状態である。そのため、災害時の安全確保が困難と考える。

(3) 新療育施設の整備の目的

心身の発達が気になる又は障がいのある児童及びその家族への支援は、昭和42年10月から開設した松阪市療育センターにて、限られた範囲であるが機能訓練、社会適応訓練、家族からの相談などに対応してきた。しかし、障害者自立支援法の施行を契機に、発達障害のある児童の通所増加、発達障害児に対する支援ニーズが高まるなかで、求められている支援の内容が複雑化することから、現行の松阪市療育センターでの対応が困難となってきている。

今後、心身の発達が気になる又は障がいのある児童及びその家族が安心して地域で生活できるためには、機能訓練、基礎的な生活訓練、社会適応訓練、家族の悩み軽減或いは解消への支援、地域での定期的な療育支援の実現などを求められている。

このことから、今回の新療育施設の整備は、現行の松阪市療育センターを新たな用地に移転し、施設の内容も充実することを目的とする。

3 新療育施設運営の基本理念

新療育施設の基本理念

心身の発達が気になる又は障がいのある児童が、地域で途切れない支援を受けながら安心して暮らしを実現するための支援をめざす

心身の発達が気になる又は障がいのある児童が、地域の保育園、幼稚園、学校、家庭などで健やかな成長・発達とともに、生き生きと暮らすために、途切れることのない支援をすることが必要となっている。

4 新療育施設の基本的考え方

新療育施設の基本理念に基づいて、施設の基本的な考え方を整理し、次のように提示する。

(1) 機能面からの基本的考え方

① 児童発達支援の機能

心身の発達が気になる又は障がいがある児童の基本的日常生活動作の体得訓練、集団適応訓練、療育が必要とする児童の家族介助負担の軽減、必要とする訓練の機会及び情報の提供を実施

② 就学期の障がい児支援の機能

就学期の障がい児の生活能力向上に必要とする訓練、社会との交流促進
家族介助の負担軽減をはかる

③ 地域支援機能

1 保育園等訪問支援機能

障がい児が通園する保育園・幼稚園への情報提供や技術支援を実施

2 相談支援機能

障がい児等の子育てや訓練などについての専門的知識や技術が必要とする相談支援

18歳以上の者で、かつて通所利用していた者に関わる情報提供支援を実施

3 人材育成機能

障がい児療育事業関係者の人材育成を実施

4 地域療育支援機能

地域在住障がい児等への療育出張支援を実施

(2) 建築面の基本的考え方

① 物理的な条件

再生可能エネルギーの活用による地球環境温暖化防止などの環境負荷の低減
衛生的環境の維持、安心安全の利用ができる環境

② 明快な空間条件

安心安全でゆとりのある空間配置・車寄せ、明快なエリアの設定、

③ 災害に対する頑強性

ライフラインの遮断時の供給停止に耐えられる設備整備
災害発生時に第二次福祉避難施設として対応できる機能
火災・避難の安全性の確保

④ 社会的な役割・運用方針

松阪市で唯一の障がい児支援専門施設・療育拠点施設
障がいのある児童への途切れない支援の具現化
福祉・医療・教育の各分野との連携した支援

5 新療育施設の建設位置

新療育施設を建設する予定地は、現三重中京大学第5駐車場（学生駐車場）となっている。

同用地内の建設位置については、別図（P.13）に示すところとする。

6 新療育施設の役割・位置づけ

（１）役割

心身の発達が気になる児童又は障がいのある児童を対象として、基本的な動作、集団生活の適応などの訓練を専門的に提供する役割を担い、かつ、松阪市において唯一の障がい児療育事業の拠点としての役割を担うものとする。

また、当該児童及びその家族に対し、その他の必要とする支援を行う役割も担うものとする。

（２）位置づけ

新療育施設は、児童福祉法第6条の2第2項に定義されている「児童発達支援」及び同条第4項に定義されている「放課後等デイサービス」を行う施設として位置づけるものとする。

また、松阪市における唯一の障がい児支援専門施設とし、障がい児療育の拠点施設としての位置づけと、市内外の各専門機関・施設との連携のもと、対象児童及びその家族が安心して利用できる施設としなければならない。

さらに、災害発生時には第二次福祉避難施設としての位置づけるものとする。

7 新療育施設が実施する事業

新療育施設の基本理念及び基本的な考え方から、新療育施設が実施する事業の内容は次のとおりとする。

（１）新療育施設が実施する事業

① 児童福祉法に定める事業

- 1 児童発達支援事業
- 2 放課後等デイサービス事業

② 新療育施設が独自に実施する事業

- 1 障がい児保育園等訪問支援事業
- 2 障がい児相談支援事業
- 3 障がい児地域デイサービス事業
- 4 障がい児療育人材育成事業

（２）（１）に提示する事業の概要

① 児童福祉法に定める事業

1 児童発達支援事業 定員：1日あたり20人

児童福祉法第6条の2第2項による児童発達支援事業所として、主に次の訓練等を行う。

ア 基本的な日常生活動作の体得するための訓練（例：機能訓練など）

イ 集団生活への適応のための訓練

ウ 療育を必要とする児童の家族における介助負担の軽減

エ その他必要とする訓練の機会や情報の提供

特に、重度肢体不自由児の通所利用においては、医師、看護師などの医療関係者との協働にて、必要とする支援サービスを提供するものとする。

なお、開設後、通所利用状況から福祉型児童発達支援センターに移行することが適切と判断する場合に変更を行うものとする。

2 放課後等デイサービス事業 定員：1日あたり10人

特別支援学校あるいは松阪市内の小中学校の特別支援学級などに通学している児童であって、療育を必要とする児童を対象に、放課後等の時間帯（授業終了後あるいは学校休業期間）にて、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進、家族の介助負担の軽減をはかるために、次の時間帯等に実施する。

ア 学校開業期間中は、授業終了後から閉館時間までの時間帯で実施

イ 長期休業期間中（例：夏休み、連休）は、開館時間帯に実施

② 新療育施設が独自に実施する事業

1 障がい児保育園等訪問支援事業

就学前の心身の発達が気になる児童又は障がいがある児童が、安心して地域の保育園・幼稚園に通園できるようにするために、新療育施設の職員が、地域の保育園・幼稚園へ出向いて、集団生活に適応するための専門的な技術支援あるいは情報提供などをおこない、対象児童の今後の生活のなかで支援を受けながら自立した生活をし、家族の介助負担の軽減をはかるものとする。

2 障がい児相談支援事業

新療育施設を松阪市における唯一の障害児専門施設としての位置づけることから、保護者などの家族に対し心身の発達が気になる又は障がいがある児童にかかわる子育てや訓練などについて専門的な知識・技術を必要とする相談支援を行うものとする。

特に専門的な相談支援が必要なときは、医療機関や県の専門機関などとの連携にしていく。そのための相談支援ネットワークを構築するものとする。

なお、相談支援事業の推進においては、相談者が安心して相談ができ、必要とする情報が入手できるとともに必要とする他の専門機関等への円滑な引き継ぎができる

ものとする。

ア 相談者が満足する取り組みの構築

子育てや家庭問題などの不安を抱く保護者等からの問い合わせには、相談者が安心して満足できるような対応をしなければならない。

特に「迷い電話」「たらい回し」にならないような丁寧な対応、教育、福祉などの領域を超えた相談対応ができる相談支援体制の構築をするものとする。

さらに、保護者同士での情報交換の場を提供して、子育てや家庭などに関わる負担を軽減又は解消につながる取り組みをするものとする。

イ 将来の就労等に備えての保護者支援の取り組み

療育施設に通所する児童が将来において地元の企業・事業所に就労していく場合に、当該児童が就労先でトラブルがあったとき、当該児童の保護者がその状況を冷静に理解できるように、通所利用する児童の保護者に対し、情報提供等の支援を充実するものとする。

ウ 18歳以後の継続的支援

18歳に到達した通所利用児童には、行政のバックアップのもとに次のステップに進められる支援体制と次のサポート機関への確実なる引き継ぎを実現するものとする。

また、かつての松阪市療育センターあるいは新療育施設を通所利用していた者が18歳到達後に相談支援があるときは、必要に応じて本人又はその家族の同意を得て、療育支援を利用していた期間に関わる情報の提供を行うこと、あるいは必要とする福祉情報の提供及び助言を行うものとします。

3 障がい児地域デイサービス事業

松阪市における障がい児福祉事業の一環として、夏季長期学校休業期間に「障がい児サマースクール事業」を実施している。

この事業は、地域関係者、ボランティアの支援を受けて、平成15年度から松阪市単独事業として継続しており、障がい児の家族からは高い評価を受けている事業であり、NPO法人や社会福祉法人に委託して実施している。

この事業をより安定した事業にするために、新療育施設における地域療育支援事業に改め、引き続き実施するものとする。また、松阪市内において新療育施設から遠方の地域で、地域内に児童発達支援事業所あるいは放課後等デイサービス事業所がなく利用しにくい児童のために、当該地域内に地域デイサービス事業を実施していくものとする。

4 障がい児療育人材育成事業

新療育施設が松阪市における唯一の障害児専門施設としての位置づけることから、心身の発達が気になる又は障がいがある児童に対する支援者の人材育成は必要である。地域で障がい児支援を担当する者への療育支援の知識、技術、各種情報の提供・研修を実施するものとする。

8 新療育施設に配置する職員

新療育施設の基本理念を具現化するために、「7 新療育施設が実施する事業」を実施・運営に必要とする人材を配置することが必要である。

国が示す基準（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号））を基礎に必要とする最少の人員を提示する。

(1) 児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業

① 管理者（施設長） 1人 常勤、業務兼務

兼務内容 ア 児童発達支援事業所管理業務
イ 放課後等デイサービス事業所管理業務

② 嘱託医師 4人 非常勤

内訳 ア 小児科医師 1人
イ 整形外科医師 1人
ウ 児童精神科医師 1人
エ 歯科医師 1人

③ 看護師 2人 常勤

○重度心身障害児及び医療的ケアが必要とする児童の通所利用に対応するため

④ 児童発達支援管理責任者 2人（国の基準により事業別に必置職員である。）

ア 児童発達支援事業用 1人
イ 放課後等デイサービス事業用 1人

⑤ 機能訓練担当職員 8人 常勤

内訳 ア 理学療法士 2人
イ 作業療法士 2人
ウ 言語聴覚士 4人

⑥ 児童指導員及び保育士 10人 常勤

国の基準：

児童発達支援事業所

障害児10人まで 2人以上

障害児11人以上 2人に障害児10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加算（常勤換算後）

放課後等デイサービス事業所 定員10人まで2人以上

○重度の心身障害児が通所利用できる施設とするので、多くの保育士が求められる。

- ⑦ 栄養士及び調理員 外部委託とする。

(2) 保育園等訪問支援事業及び相談支援事業

- ① 保育園等訪問支援事業及び相談支援事業担当管理者 1人 常勤
② 保育園等訪問支援員 4人 常勤、児童指導員及び保育士
③ 地域相談支援担当職員 4人 常勤
内訳 ア ケースワーカー 2人（社会福祉士又は社会福祉主事）
イ 臨床心理士 2人
④ 外部契約による非常勤
ア 外国語通訳ができる者（定期的に配置）

(3) 施設管理及び総務系職員

新療育施設における施設管理及び総務系の事務職員については、必要に応じて配置する。
また、保護者等において聴覚障害がある場合のコミュニケーションの保障が必要であることから、専任手話通訳者の配置を検討しなければならない。

9 新療育施設の設備等

新療育施設の基本理念のもと、新療育施設に必要とする設備を備えなければならない。

国が示す基準（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号））を基礎に必要とする設備を別表（P.14）に提示する。

10 その他の事項

(1) 新療育施設へ円滑な移行と開設の準備

新療育施設整備の目的から、円滑な開設と基本理念に基づく事業運営を実施する必要があると考える。特に、新療育施設を開設するにあたり、必要とする有資格者の確保は万全にしなければならない。昨今の情勢では医療系有資格者、社会福祉系有資格者の確保が極めて困難となっているため、関係有資格者の確保への取り組みを早期から行う。

(2) 関係法令改正の対応

今回の新療育施設整備に関する検討作業は、検討時点の児童福祉法及び関連法令をもとに進めてきたものである。

したがって、今後において、関連法令の改正、国及び県からの関連通知による変更などあれば、法令改正後及び制度運営の変更後の適用によって、新療育施設整備を推進するものとする。

(3) 既存の障がい児相談支援体制との調整

新療育施設における相談支援機能について、松阪市教育委員会「育ちサポート室」との連携は特に密にしなければならない。当該の保護者が利用希望するときに迷うことが危惧される。このことから新療育施設への移転又は業務統合、連携のあり方などの検討を十二分に行い相談支援体制を整備していく。

(4) 設計等に対する本検討委員会の関係

平成 26 年度以後、本基本計画をもとに取り組む新療育施設の設計段階において、本基本計画の内容の反映等を確認するため、引き続き、本検討委員会を開催する。

(5) 新療育施設の開設後の取り組み

新療育施設に第三者評価委員会を設置し、開設後に実施する各種事業の適正実施や事業効果などの評価を行うものとする。

(5 新療育施設の建設位置 別図)



(8 新療育施設の設備等 別表)

※「規模等」欄内の数値は、概ねの数値を提示している。

I 児童発達支援エリア

設備等名称	規模等	使用目的	配備備品等	備考
療育室(大)	10m×10m=100㎡ 療育器具「バルーン」(5m程度)を持って回れる広さ	療育プログラムを行う場所 基礎的生活習慣訓練、生活訓練等	小型の療育器具を収納できる戸棚(内部が見えないようにする) 壁面:クッションあり、カメラ設置	国基準:指導訓練室 「仕切り」ができるようにする。
療育室(小)	1室=50㎡×2室	療育プログラムを行う場所 基礎的生活習慣訓練、生活訓練等	小型の療育器具を収納できる戸棚(内部が見えないようにする) 壁面:クッションあり カメラ設置	国基準:指導訓練室 小グループによる療育を想定
個別療育室	1室=25㎡×2室	利用児童の年齢・障がい特性に合わせて療育を行う場所	小型の療育器具を収納できる戸棚(内部が見えないようにする) 壁面:クッションあり カメラ設置	想定: 1室定員=5人 「仕切り」ができるようにする。
機能訓練室	1室=40㎡	身体機能の訓練を実施	小型の療育器具を収納できる戸棚(内部が見えないようにする) 壁面:クッションあり、カメラ設置	肢体不自由児等が中心に利用することを想定 床暖房設備を付ける
スヌーズレンルーム	25㎡程度	障がい児の感覚に刺激を与える	スヌーズレンの実践に必要なとする設備 カメラ設置	
プレイルーム	80㎡程度	運動療育実践 運動感覚遊び等に利用	吊り下げブランコ(脱着可能) 壁面:クッションあり カメラ設置	国基準:遊戯室 「仕切り」ができるようにする。
ことば訓練室	1室=16㎡×4室	発声・発語の訓練 ことばの獲得のための訓練	防音設備 テーブル、椅子 相談室へのモニター設備を配置 壁面にクッション化、カメラ設置	壁面に「鏡」を付ける

設備等名称	規 模 等	使用目的	配備備品等	備 考
トイレ・シャワー室	児童用 12 m ² 程度 大人用兼児童用 24 m ² 程度	体調不良による嘔吐、下痢等、館外で汚れたときに利用	シャワー設備 洗面設備 トイレ設備 児童が使いやすい手洗い設備	立位保持ができない児童の利用も想定。寝台タイプ設備も必要 療育室、プレイルーム、放課後等デイ室、療育医務室に隣接 トイレは男女別
トイレ室	職員用 1室 来館者用 1室	職員又は来館者の利用	トイレ設備	男女別にする。
器具室	20 m ² 程度	玩具など小規模な療育器具を収納 移動用補助器具の保管	整理戸棚など	
器具保管庫・資料室	30 m ² 程度	比較的大きな療育器具や玩具の保管 移動用補助器具の保管 療育支援関係書類の保管	整理戸棚など	
相談室(観察室)	10 m ² 程度	訓練の様子を見て保護者等の相談支援	テーブル、椅子 モニター設備(表示) 防音設備	各療育室、個別訓練室、機能訓練室、プレイルーム、スヌーズレンルームに隣接

II 放課後等デイエリア

設備等名称	規 模 等	使用目的	配備備品等	備 考
放課後等デイ室	1室=60 m ² 程度× 2室	就学期児童の放課後等デイサービスの実施 基礎的生活習慣訓練、生活訓練等	小型の療育器具を収納できる戸棚(内部が見えないようにする) 壁面:クッションあり、カメラ設置	国基準:指導訓練室 例:多動性児童と非多動性児童に区分する
多目的室(午睡室)	40 m ² 程度	就学期児童の放課後等デイサービスの実施 基礎的生活習慣訓練、生活訓練等	小型の療育器具を収納できる戸棚(内部が見えないようにする) 壁面:クッションあり カメラ設置	和室様式 静養室を兼ねる 就学前児童の午睡室を兼ねる

設備等名称	規 模 等	使用目的	配備備品等	備 考
相談室(観察室)	10 m ² 程度	訓練の様子を見て保護者等の相談支援	テーブル、椅子 モニター設備(表示) 防音設備	放課後等デイ室及び多目的室に隣接

Ⅲ 相談支援エリア

設備等名称	規 模 等	使用目的	配備備品等	備 考
療育相談室兼検査室	1室=12 m ² ×3室	療育相談、子育て相談、発達検査	テーブル、椅子 戸棚(内部が見えないようにする) 防音設備	テーブル昇降可動式、折りたたみが可能
療育医務室	25 m ² 程度	医療相談など	テーブル、椅子 医療器具	非常勤医師が利用

Ⅳ 管理事務エリア、その他エリア

設備等名称	規 模 等	使用目的	配備備品等	備 考
事務室	140 m ² 程度	施設職員事務室	事務机、椅子、書庫等	
療育等資料保管室	30 m ² 程度	療育関係書類及び通所利用児童記録保管	書架	
保育室(遊戯室)	50 m ² 程度	きょうだい通園による保育室	保育用具、玩具	仕切りが可能
ボランティア室	30 m ² 程度	保育等ボランティアの休憩室	ロッカー、テーブル、椅子	
授乳室	12 m ² 程度	通所利用児童(就学前)への授乳	テーブル、椅子	和室
ランチルーム	80 m ² 程度×2室	通所利用児童と保護者の食堂	A室(フロア式)テーブル、椅子 ソファ B室(フロア+座敷)テーブル、椅子 座布団、座卓	静かな環境での食事が必要とする児童を想定要
厨房室		給食調理	厨房設備	

設備等名称	規 模 等	使用目的	配備備品等	備 考
会議室	60 m ² 程度	各種会議・研修	長机、椅子、放送設備、スクリーン	間仕切りが可能
会議室兼保護者交流室	60 m ² 程度	各種会議・研修 保護者同士の情報交換など	長机、椅子、放送設備、スクリーン	間仕切りが可能
リネン室		通所利用児童衣類等洗濯	洗濯機、乾燥機	
ロッカー室		通所児童、保護者の荷物を預かる		館内2・3か所に配置
ロッカー室		施設職員用	ロッカー	男女別にする
玄関ロビー	段差の部分とスロープ部分		くつ箱	車いすが安全すれ違うスペースを確保

V その他事項

【施設正面玄関付近】

- 1 正面玄関に、風除室を配置して直接風などが館内に入らないようにして、自動ドア又はエアカーテンを設置する。
- 2 正面玄関の館外側に、屋根を付けて雨天時に移動障害のある児童の出入館の安全確保を行う。(屋根は、自動車10台程度が横並びに駐車できる程度のもの)
- 3 正面玄関の館外側は、段差がある場合スロープの部分を設置する。

【館 内】

- 1 施設内廊下等・・・手すりを設置する。
- 2 正面玄関から施設内に通じる通路に自動ドアを設置する。(館内療育訓練エリアの温度の維持、館外粉じんの侵入防止など)
- 3 全室(事務室を除く)の天井に、ブランコなどを吊り下げる耐荷重フック及び手洗い設備を設置する。
- 4 施設の内装に地元産の木材を活用する。(壁面デザイン：木目)
- 5 補聴器常用者向けに埋設型ループ設備を設置する。(設置場所の例：会議室、相談室、ことば訓練室、療育医務室)
- 6 聞こえにくさを感じる者及び聴覚障がいのある者に対する情報提供(例示：事業紹介、緊急地震情報など)を表示する機器(例示：天井吊り下げ式テレビ 事務室から表示操作ができる)を設置する。
- 7 館内の衛生維持のために基本的に土足で入館できない。

8 各室の出入り口ドアの上部に鍵を付ける。

【館 外】

- 1 屋外設備として、プール設備（簡易に設置できるもの）及び物干し場を設置する。
- 2 療育室及びプレイルームにて、館外から直接入室できる出入口の設置。設置の場合、出入口付近に、手足洗場、手すり及びスロープを併せて設置する。
- 3 来館者用駐車場で新療育施設の近いスペースの駐車枠の幅は、おもいやりスペース（幅 3.5m）を確保する。
- 4 新療育施設等の敷地（旧三重中京大学第5駐車場）の危険個所に立ち入らないようにフェンス等を設置する。

【その他】

- 1 通所送迎用として車両を配備する。
- 2 内装資材において、無煙材料の活用など火災避難に配慮したものとする。

